

厚生労働省和歌山労働局発表
平成29年12月13日

厚生労働省 和歌山労働局
職業安定部 職業対策課
課長 加茂 克巳
地方障害者雇用担当官 神山 高幸
電話 073-488-1161

平成29年 障害者雇用状況の集計結果

～和歌山の民間企業における実雇用率は6年ぶりに低下 今後は3社に1社を占める未達成企業への指導を強化～

和歌山労働局（局長 ^{まつぶち} 松淵 ^{あつき} 厚樹）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成29年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.0%）

- ・ 雇用障害者数は1,978.5人と前年より88.0人減少
- ・ 実雇用率は2.25%と前年より0.16ポイント低下(全国第10位・近畿第2位)
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は62.1%と前年より2.6ポイント低下(全国第6位・近畿第2位)

<公的機関>（法定雇用率2.3%及び2.2%）

- ・ 2.3%の法定雇用率が適用される県、市町村及び教育委員会等の機関
雇用障害者数は343.0人、実雇用率2.30%
- ・ 2.2%の法定雇用率が適用される県及び一定の市町村の教育委員会
雇用障害者数は137.0人、実雇用率 2.00%
- ・ 国立大学法人等（法定雇用率2.3%）
雇用障害者数は40.0人、実雇用率 2.55%

[今後の取組]

- ・ 法定雇用率達成に向けた取組
法定雇用率未達成208社及び10機関に対し、労働局、ハローワークによる個別指導を実施し、早期解消を図ります。
- ・ 障害者雇用促進法改正に向けた取組
平成30年4月1日から、民間企業では法定雇用率が2.2%に引き上げられることにより、対象となる事業主の範囲が従業員45.5人以上に広がり、公的機関では2.5%（県及び一定の市町村の教育委員会では2.4%）となります。
また、算定基礎の対象として、新たに精神障害者が追加されることから、事業主説明会等の機会を活用し、周知を図っているところです。これまでの取組に加え、精神障害者の雇用及び職場定着に御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1. 民間企業における雇用状況

- | | |
|---------------------|------------------|
| ★ 企業数は 549 企業 | 前年と同数 |
| ★ 実雇用率は 2.25% | 前年より 0.16 ポイント低下 |
| ★ 雇用障害者数は 1,978.5 人 | 前年より 88.0 人減少 |
| 身体障害者は 1,266.5 人 | 前年より 59.5 人減少 |
| 知的障害者は 525.5 人 | 前年より 44.5 人減少 |
| 精神障害者は 186.5 人 | 前年より 16.0 人増加 |
| ★ 雇用率達成企業の割合は 62.1% | 前年より 2.6 ポイント低下 |

※ 都道府県別の実雇用率、雇用率達成企業割合は別紙 1（P9）参照。

※ 民間企業における実雇用率の推移は別紙 2（P10）参照。

○ 概況

（第 1 表）

① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 C / ② × 100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用率 達成企業 の割合
		A. 重度障害者 (1週間の所定労働 時間が30時間以 上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B			
企業	人	人	人	人	%	企業	%
549 (549)	87,743.5 (85,710.5)	354.0 (391.0)	1,270.5 (1,284.5)	1,978.5 (2,066.5)	2.25 (2.41)	341 (355)	62.1 (64.7)

○ 障害種別雇用状況

（第 2 表）

① 障害者の 数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
	A. 重度障害者 (1週間の所 定労働時間 が30時間 以上)	B. A以外の 障害者	C. 計 A × 2 + B	A. 重度障害者 (1週間の所 定労働時間 が30時間以 上)	B. A以外の 障害者	C. 計 A × 2 + B	A. 1週間の所 定労働時間 が30時間 以上	B. A以外 の障害者	C. 計 A + B × 0.5
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1,978.5 (2,066.5)	312.0 (330.0)	642.5 (666.0)	1,266.5 (1,326.0)	42.0 (61.0)	441.5 (448.0)	525.5 (570.0)	126.0 (115.0)	121.0 (55.5)	186.5 (170.5)

(注) 1 民間企業の法定雇用率は、2.0%である。

2 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

3 障害者の数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

4 B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。

5 () 内は平成28年6月1日現在の数値である。

○ 企業規模別雇用状況

- ・実雇用率では、300～500未満規模企業で特に高くなっている。

(第3表)

区 分 (人)	企業数 (企業)	法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業 (企業)	障害者雇用率 達成企業の割 合 (%)
50～ 100 未満	263 (270)	17,774.5 (18,226.0)	438.0 (565.5)	2.46 (3.10)	159 (178)	60.5 (65.9)
100～ 300 未満	246 (241)	36,534.5 (35,219.0)	756.0 (732.0)	2.07 (2.08)	155 (149)	63.0 (61.8)
300～ 500 未満	23 (22)	7,704.0 (7,485.5)	217.0 (205.0)	2.82 (2.74)	16 (15)	69.6 (68.2)
500～ 1,000 未満	10 (9)	6,193.5 (5,501.0)	127.5 (120.5)	2.06 (2.19)	5 (7)	50.0 (77.8)
1,000 以上	7 (7)	19,537.0 (19,279.0)	440.0 (443.5)	2.25 (2.30)	6 (6)	85.7 (85.7)
合 計	549 (549)	87,743.5 (85,710.5)	1,978.5 (2,066.5)	2.25 (2.41)	341 (355)	62.1 (64.7)

○ 産業別雇用状況

- ・実雇用率では、建設業、製造業、金融業、保険業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業で法定雇用率を上回った。また、3業種で前年を上回った。
- ・障害者雇用率達成企業の割合では、4業種で前年を上回った。

(第4表)

区 分 (人)	企業数 (企業)	法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業 (企業)	障害者雇用率 達成企業の割 合 (%)
農業, 林業	2 (1)	147.5 (58.0)	1.0 (1.0)	0.68 (1.72)	1 (1)	50.0 (100.0)
鉱業, 砕石業, 砂 利採取業	1 (0)	62.0 (0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	10 (9)	846.5 (814.5)	20.0 (20.0)	2.36 (2.46)	7 (6)	70.0 (66.7)
製造業	159 (160)	21,821.0 (21,612.5)	440.0 (451.0)	2.02 (2.09)	108 (106)	67.9 (66.3)
電気・ガス・熱供 給・水道業	2 (2)	218.5 (212.5)	3.0 (4.0)	1.37 (1.88)	1 (2)	50.0 (100.0)
情報通信業	10 (9)	1,654.0 (1,034.5)	29.5 (24.0)	1.78 (2.32)	6 (6)	60.0 (66.7)
運輸業, 郵便業	38 (38)	4,490.0 (4,267.5)	80.5 (83.5)	1.79 (1.96)	16 (21)	42.1 (55.3)
卸売業, 小売業	65 (67)	20,097.5 (19,921.5)	384.5 (401.5)	1.91 (2.02)	33 (32)	50.8 (47.8)
金融業, 保険業	6 (6)	4,513.0 (4,525.0)	91.0 (85.5)	2.02 (1.82)	5 (4)	83.3 (66.7)
不動産業, 物品 賃貸業	7 (7)	1,296.0 (1,298.0)	13.0 (18.0)	1.00 (1.39)	0 (2)	0.00 (28.6)
学術研究, 専門・ 技術サービス業	4 (5)	646.5 (663.0)	7.0 (7.0)	1.08 (1.06)	0 (1)	0.00 (20.0)
宿泊業, 飲食サー ビス業	18 (16)	1,917.5 (1,689.0)	28.0 (31.0)	1.46 (1.84)	11 (10)	61.1 (62.5)
生活関連サービ ス業, 娯楽業	15 (15)	1,349.5 (1,383.0)	80.5 (88.5)	5.97 (6.40)	9 (9)	60.0 (60.0)
教育, 学習支援 業	6 (7)	641.5 (715.5)	7.0 (12.0)	1.09 (1.68)	2 (3)	33.3 (42.9)
医療, 福祉	166 (166)	20,384.0 (19,907.5)	621.0 (666.0)	3.05 (3.35)	118 (122)	71.1 (73.5)
複合サービス事業	12 (11)	4,383.0 (4,434.0)	88.0 (87.0)	2.01 (1.96)	7 (8)	58.3 (72.7)
サービス業	28 (30)	3,275.5 (3,174.5)	84.5 (86.5)	2.58 (2.72)	17 (22)	60.7 (73.3)
合 計	549 (549)	87,743.5 (85,710.5)	1,978.5 (2,066.5)	2.25 (2.41)	341 (355)	62.1 (64.7)

2 地方公共団体等・国立大学法人等における在職状況

○ 地方公共団体等

- ・法定雇用率 2.3%が適用される機関（県、市町村及び教育委員会等）
 - ★ 実雇用率は 2.30% 前年より 0.04 ポイント低下
 - ★ 雇用障害者数は 343.0 人 前年より 1.5 人減少
- ・法定雇用率 2.2%が適用される機関（県及び一定の市町村の教育委員会）
 - ★ 実雇用率は 2.00% 前年より 0.06 ポイント低下
 - ★ 雇用障害者数は 137 人 前年より 1.0 人減少

適用雇用率別雇用状況

区分	①機関数	②法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数 (人)	③障害者の数 (人)	④実雇用率 (%)	⑤不足数 (人)
2.3%適用機関	44 (44)	14,892.0 (14,696.0)	343.0 (344.5)	2.30 (2.34)	12.0 (9.0)
2.2%適用機関	3 (3)	6,841.0 (6,701.0)	137.0 (138.0)	2.00 (2.06)	15.0 (11.0)

※ () 内は平成28年6月1日現在の数値

○ 国立大学法人等

- ★ 実雇用率は 2.55% 前年より 0.56 ポイント上昇
- ★ 雇用障害者数は 40.0 人 前年より 9.5 人増加

国立大学法人等雇用状況

①企業数 (法人)	②法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数 (人)	③障害者の数 (人)	④実雇用率 (%)	⑤不足数 (人)
2 (2)	1,571.0 (1,529.0)	40.0 (30.5)	2.55 (1.99)	0.0 (4.0)

※ () 内は平成28年6月1日現在の数値

- (注) 1 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 2 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 障害者の数とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者の計であり、重度障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上）については、1人を2人分に相当するものとしてダブルカウントされ、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1人を0.5人分に相当するものとして0.5カウントされる。

○ 県知事部局及びその他の県の機関（法定雇用率2.3%）

別表

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	⑤前年度	
					実雇用率	不足数
合 計	4,448.5	103.0	2.32	0.0	2.39	0.0
和歌山県	4,036.0	93.0	2.30	0.0	2.34	0.0
和歌山県警察本部	412.5	10.0	2.42	0.0	2.93	0.0

○ 市町村（法定雇用率2.3%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	⑤前年度	
					実雇用率	不足数
合 計	8,475.0	193.5	2.28	5.5	2.28	6.0
和歌山市	1,716.0	44.0	2.56	0.0	2.49	0.0
海南市	668.0	19.0	2.84	0.0	3.19	0.0
橋本市	634.0	14.0	2.21	0.0	2.19	0.0
有田市	316.0	7.0	2.22	0.0	2.34	0.0
御坊市(注4)	282.0	7.0	2.48	0.0	1.76	1.0
田辺市	563.0	12.0	2.13	0.0	2.32	0.0
新宮市	478.0	12.0	2.51	0.0	2.51	0.0
紀の川市	521.0	10.0	1.92	1.0	2.31	0.0
岩出市	291.0	6.0	2.06	0.0	2.11	0.0
紀美野町	137.0	0.5	0.36	2.5	2.20	0.0
かつらぎ町	206.0	4.0	1.94	0.0	0.49	3.0
九度山町	116.5	2.0	1.72	0.0	1.94	0.0
高野町	135.0	3.0	2.22	0.0	2.21	0.0
湯浅町	206.5	4.0	1.94	0.0	1.91	0.0
広川町	79.0	3.0	3.80	0.0	1.30	0.0
有田川町	384.0	8.0	2.08	0.0	2.42	0.0
美浜町	75.0	1.0	1.33	0.0	1.41	0.0
日高町	77.0	1.0	1.30	0.0	1.32	0.0
日高川町	187.5	4.0	2.13	0.0	2.13	0.0
由良町	76.5	2.0	2.61	0.0	2.67	0.0
みなべ町	129.0	3.0	2.33	0.0	2.28	0.0
印南町	83.0	2.0	2.41	0.0	2.38	0.0
白浜町	248.0	4.0	1.61	1.0	2.00	0.0
上富田町	116.0	3.0	2.59	0.0	2.59	0.0
すさみ町	122.5	4.0	3.27	0.0	2.50	0.0
串本町	255.0	7.0	2.75	0.0	2.78	0.0
那智勝浦町	196.0	5.0	2.55	0.0	1.56	1.0
太地町	102.5	2.0	1.95	0.0	1.97	0.0
古座川町	74.0	0.0	0.00	1.0	0.00	1.0

○ その他の市町村の機関（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	前年度	
					実雇用率	不足数
合 計	1,804.5	43.5	2.41	6.5	2.58	4.0
和歌山市水道局	165.0	4.0	2.42	0.0	2.38	0.0
国民健康保険野上厚生病院組合	103.0	7.0	6.80	0.0	5.00	0.0
公立那賀病院経営事務組合	173.0	2.5	1.45	0.5	1.21	1.0
伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	51.0	0.0	0.00	1.0	1.92	0.0
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	389.0	6.0	1.54	2.0	2.01	1.0
御坊日高老人福祉施設事務組合	238.0	11.0	4.62	0.0	4.65	0.0
公立紀南病院組合	391.0	6.0	1.53	2.0	1.54	2.0
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	81.0	1.0	1.23	0.0	3.55	0.0
御坊広域行政事務組合	53.0	4.0	7.55	0.0	7.55	0.0
海南海草老人福祉施設事務組合	68.5	1.0	1.46	0.0	1.55	0.0
紀南地方老人福祉施設組合	92.0	1.0	1.09	1.0	1.21	0.0

○ 市町村の教育委員会（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	前年度	
					実雇用率	不足数
合 計	164.0	3.0	1.83	0.0	1.84	0.0
橋本市教育委員会	69.0	1.0	1.45	0.0	1.47	0.0
田辺市教育委員会	95.0	2.0	2.11	0.0	2.11	0.0

○ 県及び一定の市町村の教育委員会（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	前年度	
					実雇用率	不足数
合 計	6,841.0	137.0	2.00	15.0	2.06	11.0
和歌山県	6,253.0	122.0	1.95	15.0	2.02	11.0
和歌山市	382.0	9.0	2.36	0.0	2.30	0.0
海南市	206.0	6.0	2.91	0.0	2.96	0.0

○ 国立大学法人等（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	前年度	
					実雇用率	不足数
合 計	1,571.0	40.0	2.55	0.0	1.99	4.0
国立大学法人 和歌山大学	413.5	14.0	3.39	0.0	2.29	0.0
公立大学法人 和歌山県立医科大学	1157.5	26.0	2.25	0.0	1.89	4.0

(注)1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 御坊市は、特例認定（平成28年8月26日）を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関（A：御坊市）及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関（B：御坊市教育委員会）の申請に基づき、厚生労働省の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | | | | | | |
|---------------|---|---------|--------------|-------|-------|-------|---|-------|-------|
| ○ 民間企業 | <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding: 0 5px;">(50人以上規模の企業)</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2. 0%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">特殊法人等</td> <td style="padding: 0 5px;">〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2. 3%</td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | (50人以上規模の企業) | …………… | 2. 0% | 特殊法人等 | 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | …………… | 2. 3% |
| 一般の民間企業 | (50人以上規模の企業) | …………… | 2. 0% | | | | | | |
| 特殊法人等 | 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | …………… | 2. 3% | | | | | | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… 2. 3% | | | | | | | | |
| | (43.5人以上規模の機関) | | | | | | | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… 2. 2% | | | | | | | | |
| | (45.5人以上規模の機関) | | | | | | | | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

平成29年 都道府県別の実雇用率等の状況

順位	都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	順位	都道府県名	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)
1	奈良	2.62	0.02	1	佐賀	72.6	△0.5
2	山口	2.56	0.09	2	島根	68.1	1.8
3	佐賀	2.54	0.11	3	宮崎	66.5	△0.4
4	岡山	2.52	0.07	4	徳島	66.0	2.3
5	大分	2.44	△0.02	5	奈良	63.2	2.8
6	沖縄	2.43	0.09	6	和歌山	62.1	△2.6
7	福井	2.40	0.09	7	鹿児島	61.7	0.2
8	宮崎	2.30	△0.02	8	沖縄	61.6	1.2
9	長崎	2.26	0.05	9	大分	61.4	0.2
10	和歌山	2.25	△0.16	10	三重	61.3	0.5
11	島根	2.25	0.08	11	秋田	61.0	3.2
12	熊本	2.24	0.05	12	長野	60.9	0.7
13	鹿児島	2.22	0.06	13	高知	60.9	△1.5
14	高知	2.19	△0.01	14	滋賀	60.7	1.9
15	徳島	2.17	0.08	15	栃木	60.1	2.8
16	鳥取	2.16	0.05	16	長崎	60.1	1.7
17	岩手	2.16	0.09	17	新潟	60.0	2.2
18	滋賀	2.13	0.04	18	鳥取	59.7	0.6
19	北海道	2.13	0.07	19	山口	59.3	3.6
20	三重	2.08	0.04	20	熊本	58.9	1.5
21	京都	2.07	0.05	21	福井	58.6	1.8
22	青森	2.06	0.08	22	富山	58.5	1.0
23	長野	2.06	0.04	23	岐阜	58.4	1.7
24	広島	2.05	0.06	24	山形	58.0	1.7
25	山形	2.03	0.07	25	香川	57.7	△0.1
26	兵庫	2.03	0.06	26	山梨	57.7	1.4
27	岐阜	2.02	0.07	27	群馬	57.5	1.1
28	埼玉	2.01	0.08	28	岩手	57.5	1.2
29	栃木	1.98	0.08	29	青森	57.1	2.9
30	石川	1.98	0.10	30	石川	56.7	0.2
31	秋田	1.98	0.08	31	茨城	55.9	2.0
32	茨城	1.97	0.07	32	福島	55.7	2.1
33	富山	1.97	0.01	33	岡山	55.7	2.5
34	愛媛	1.97	0.10	34	千葉	54.5	3.0
35	福岡	1.97	0.02	35	愛媛	54.2	2.5
36	静岡	1.97	0.07	36	北海道	54.1	2.6
37	新潟	1.96	0.03	37	宮城	53.2	3.2
38	香川	1.96	0.05	38	京都	53.1	2.5
39	群馬	1.96	0.06	39	静岡	52.9	1.5
40	山梨	1.95	0.03	40	兵庫	52.7	0.8
41	福島	1.95	0.05	41	福岡	52.1	0.9
42	宮城	1.94	0.06	42	広島	50.2	2.0
43	神奈川	1.92	0.05	43	埼玉	49.4	0.4
44	大阪	1.92	0.04	44	愛知	48.6	1.4
45	千葉	1.91	0.05	45	神奈川	47.8	1.1
46	愛知	1.89	0.04	46	大阪	45.5	0.2
47	東京	1.88	0.04	47	東京	34.1	0.9
全国		1.97	0.05	全国		50.0	1.2

※ 平成29年6月1日現在

※ 近畿府県は____で表示

民間企業における障害者実雇用率の推移

(単位：%)

	全国	和歌山
昭和53年	1.11	1.69
昭和54年	1.12	1.72
昭和55年	1.13	1.69
昭和56年	1.18	1.82
昭和57年	1.22	1.86
昭和58年	1.23	1.79
昭和59年	1.25	1.83
昭和60年	1.26	1.89
昭和61年	1.26	1.85
昭和62年	1.25	1.84
昭和63年	1.31	1.88
平成元年	1.32	1.89
平成2年	1.32	1.90
平成3年	1.32	1.90
平成4年	1.36	1.91
平成5年	1.41	1.93
平成6年	1.44	1.93
平成7年	1.45	1.90
平成8年	1.47	1.95
平成9年	1.47	1.96
平成10年	1.48	2.02
平成11年	1.49	1.95
平成12年	1.49	1.96
平成13年	1.49	1.93
平成14年	1.47	1.96
平成15年	1.48	1.95
平成16年	1.46	1.94
平成17年	1.49	2.01
平成18年	1.52	2.01
平成19年	1.55	1.99
平成20年	1.59	1.98
平成21年	1.63	2.02
平成22年	1.68	1.92
平成23年	1.65	1.82
平成24年	1.69	1.89
平成25年	1.76	2.03
平成26年	1.82	2.06
平成27年	1.88	2.16
平成28年	1.92	2.41
平成29年	1.97	2.25

※ 法定雇用率は平成25年以降2.0%

平成11年～平成24年は1.8%

昭和63年～平成10年は1.6%

昭和53年～昭和62年は1.5%